相続対策プラン

相続時には色々な問題が起こります。また相続は何時発生するかわかりません。しかし事前に問題を解消するために、対策を打つ事は可能です。その対策方法として、生命保険が有効な場合があります。

では、相続にはどんな問題が起きるのでしょうか?またどんな対策があるのでしょうか? ケース 1

相続が争族となる場合

相続は、相続人の人間関係によっては、遺産の分割方法などで、もめるケースが少なくありません。また、故人の意思とは違った人に財産が受け継がれるなどのケースも出てきます。
対策

生命保険は受取人を決める事ができます。それにより財産を受け取る人を安易に決める事ができ、遺産分割がスムーズに進みます。

ケース2

相続税の資金確保

相続財産の中には、現預金や有価証券・車両・営業権から土地・建物まであらゆるものが相続 税の評価対象の資産になります。例えば土地・建物などのみを相続した場合、相続税はかかるが、 いざ支払いをする現金が無いといった場合も想定されます。

黄饺

生命保険金はもちろん現金で入金されるので、その現金を使い、相続税支払ができます。

ケ<u>ース3</u>

相続税の節税

相続財産は、現預金は実額ですが、土地建物などキャッシュ以外は全て、財産評価を行ないます。ですから相続税を安くおさえる為には、現金で相続するよりも別のものに変えておいたほうが、評価が下がり節税になる場合もあります。

また死亡保険金には法定相続人一人当たり 500 万円の控除額が設定されていますので、仮に相続人が 3 名いた場合は 500 万円×3 名 = 1500 万円までは、死亡保険金を受け取っても相続税の対象にはなりません。 退職金も同様の控除があります。

対策

財産評価は資産の種類により様々ですが、相続人のニーズに合う生命保険や年金保険であれば、現預金よりも少ない評価で、財産を譲り受ける事が出来ます。

相続にはこのほかにもいろんな問題が、起きますが事前に対策を行う事で最小限のリスクですむ と思います。

お気軽にご相談ください。